様式第８（第12条関係）

定期報告書

（略）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第127条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

（略）

第１表　エネルギーの使用量

１．エネルギー使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

エネルギーの種類			単位	使用量			
				年度		エネルギー使用量熱量GJ	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量熱量GJ
				エネルギー使用量	連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		
揮発油			ｋｌ				
連携分			ｋｌ				
ジェット燃料油			ｋｌ				
連携分			ｋｌ				
軽油			ｋｌ				
連携分			ｋｌ				
Ａ重油			ｋｌ				
連携分			ｋｌ				
Ｂ・Ｃ重油			ｋｌ				
連携分			ｋｌ				
液化石油ガス(ＬＰＧ)			ｔ				
連携分			ｔ				
液化天然ガス(ＬＮＧ)			ｔ				
連携分			ｔ				
石炭（　　）			ｔ				
連携分			ｔ				
都市ガス（ＣＮＧを含む。）			千ｍ３				
連携分			千ｍ３				
電気事業者	昼間買電		千ｋＷｈ				
	連携分		千ｋＷｈ				
	夏期・冬期における電気需要平準化時間帯		千ｋＷｈ	（　）	（　　）	（　）	（　　）
	連携分		千ｋＷｈ		（　　）		（　　）
	夜間買電		千ｋＷｈ				
	連携分		千ｋＷｈ				
その他	上記以外の買電		千ｋＷｈ				
	連携分		千ｋＷｈ				
	自家発電		千ｋＷｈ				
	連携分		千ｋＷｈ				
その他のエネルギー（　　）			（　）				
連携分			（　）				
合　計GJ							
連携分							
原油換算ｋｌ						㋑-1	㋑-2
連携分							
前年度原油換算ｋｌ							
連携分							
対前年度比（%）							
連携分							

［備　考］

１　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（　）」としている。「合計GJ」で重複計上しないこと。

２　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

様式第８（第12条関係）

定期報告書

（略）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第69条において準用する同法第56条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

（略）

第１表　エネルギーの使用量

エネルギーの種類		単位	使用量	
			年度	熱量GJ
揮発油		ｋｌ		
ジェット燃料油		ｋｌ		
軽油		ｋｌ		
Ａ重油		ｋｌ		
Ｂ・Ｃ重油		ｋｌ		
液化石油ガス(ＬＰＧ)		ｔ		
液化天然ガス(ＬＮＧ)		ｔ		
石炭（　　）		ｔ		
都市ガス（ＣＮＧを含む。）		千ｍ３		
電気事業者	昼間買電	千ｋＷｈ		
	夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千ｋＷｈ	（　　）	（　　）
	夜間買電	千ｋＷｈ		
その他	上記以外の買電	千ｋＷｈ		
	自家発電	千ｋＷｈ		
その他のエネルギー（　　）		（　）		
合　計GJ				
原油換算ｋｌ				
前年度原油換算ｋｌ				
対前年度比（%）				

［備　考］

１　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（　）」としている。「合計GJ」で重複計上しないこと。

２　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。